

議案第72号

多可町高齢者・障害者等活動及び生活支援促進施設条例を廃止する条例の制定  
について

多可町高齢者・障害者等活動及び生活支援促進施設条例を廃止する条例を別紙のと  
おり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号  
の規定により、議決を求める。

令和3年12月7日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町高齢者・障害者等活動及び生活支援促進施設条例を廃止する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町高齢者・障害者等活動及び生活支援促進施設条例（平成 18 年多可町条例第 29 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。